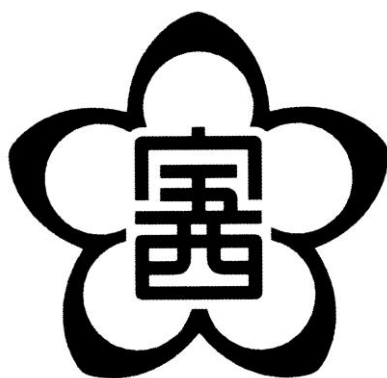


学校いじめ防止基本方針



2025 年 4 月

栗東市立大宝西小学校

【 目 次 】

1. はじめに	1
2. いじめの定義	1
3. いじめの未然防止	1
4. いじめ防止等のための組織	2
◎ 生徒指導体制	2
5. 学校全体としての取組	3
学校の基本姿勢	3
(1) いじめ防止のための取組	3
(2) いじめの早期発見	3
(3) いじめへの対処	3
(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	4
(5) 家庭及び地域との連携	5
《家庭》	5
《地域》	5
(6) 関係機関との連携	5
6. 重大事態への対処	6
(1) 重大事態の意味について	6
(2) 事実関係を明確にするための調査の実施	6
7. 基本方針の見直し	6
8. いじめ防止等に向けての年間計画	7
別添1 2025 (R5) 年度 ストップいじめアクションプラン	9

栗東市立大宝西小学校 いじめ防止基本方針

2025 年（令和 7 年） 4 月 1 日

栗東市立大宝西小学校長 石田 智香子

栗東市立大宝西小学校 いじめ等防止対策委員会

1.はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成 25 年 9 月 28 日に施行されたいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という）の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）を策定する。

いじめ問題への取組は、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

2.いじめの定義（法第 2 条より）

栗東市におけるいじめの定義は法第 2 条 2 に基づきます。

- ・「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ・「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- ・「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- ・「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

3.いじめの未然防止

いじめは、生活の違いや、態度やそぶり、さりげない日常の行為の行き違い、感情のもつれなどさまざまな要因から起こると考えられる。また、子どもを取り巻く大人や子どもが、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであるという意識を持つことが大切である。このことを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の取組が重要である。このため、全ての児童生徒を、心の通う対人関係を構築

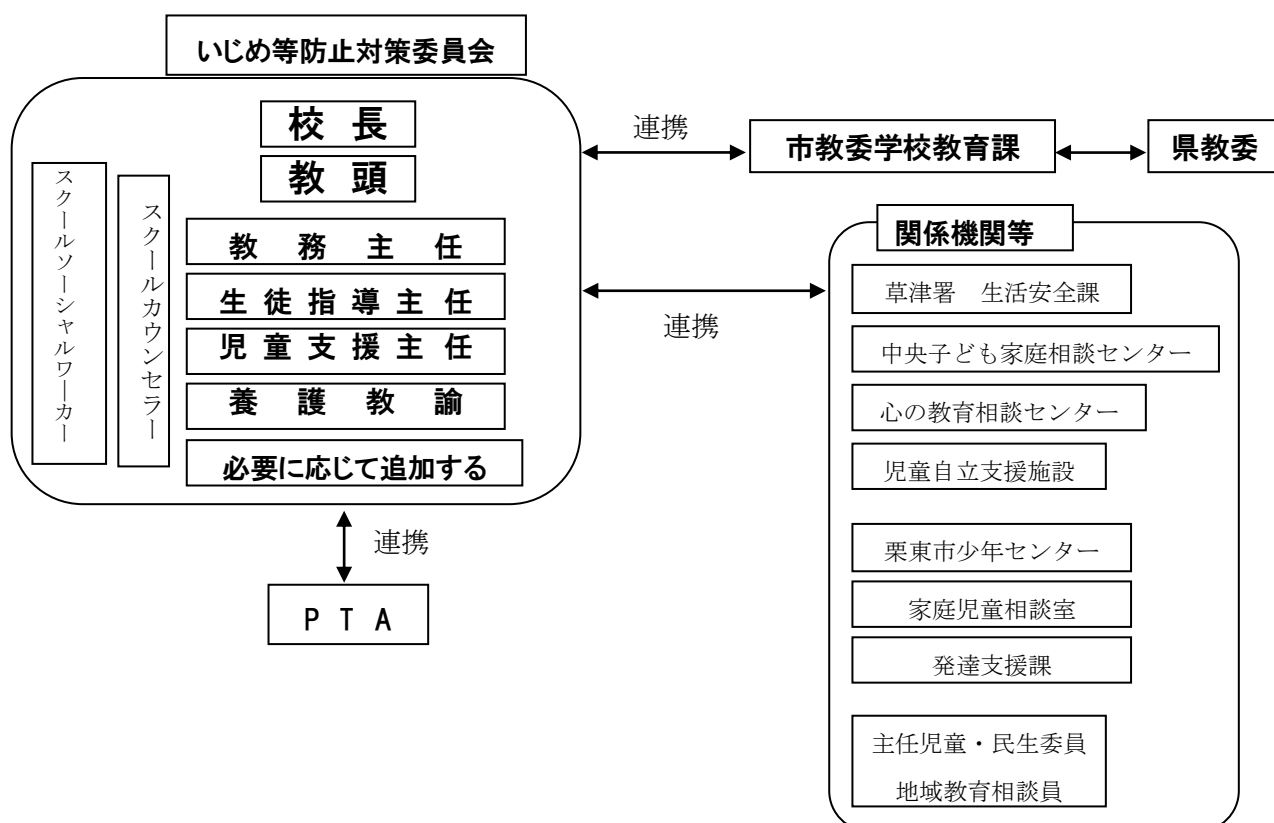
できる大人へと育み、いじめを生まない環境をつくるために、学校、保護者、地域、家庭その他の関係者が一体となった共通実践を通して、継続的な取組を進めていく。そうした中で、あらゆるところで、あらゆる場面で、全ての子どもたちに「いじめは決して許されない」ことや、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性の理解を促すとともに、豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育む。さらに、学校では、児童生徒が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童生徒の発達段階に応じ、児童生徒一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をとともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努める。また、児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、児童生徒自身の主体的な活動を進め、児童生徒自らがいじめの未然防止に取組、全ての児童生徒にとって居心地のよい学級・学校づくりを推進する。こうしたいじめ問題の本質や取組の重要性については、市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発に努めていく。

4.いじめ防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた児童生徒の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

学校には、「いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織」を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織では、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。

◎ 生徒指導体制（いじめ防止等のための組織）



5.学校全体としての取組

学校の基本姿勢

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、「栗東市いじめ防止基本方針」をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図っていく。

(1) いじめ防止のための取組

いじめの防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見とれるよう取組を進めていく。

- ①人権教育、特別支援教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図り、豊かな情操と道徳心を培う。
- ②児童生徒があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取組を進める。
- ③異学年交流・みんな遊びなど、縦・横の仲間づくりの取組を進める。
- ④いじめ問題に対する意識を高めるための研修会を積極的に開催する。
- ⑤居心地のよい学校・学級にするために、規範意識を高める取組を進める。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人からは見えづらく、また、事実認定が難しいものである。しかしながら、いじめを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまう。いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、全ての大人が連携し、子どものささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、大人は日頃から子どもの様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、また、いじめを軽視せず積極的に認知していくことが大切である。この際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた子どもの立場に立って行う。学校では、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努める。いじめられている児童生徒にとって、いじめられていることは周りには相談しにくいものであるだけに、児童生徒が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童生徒に声かけをするなど、信頼関係づくりに励む。さらに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談機関への周知等により、いじめを訴えやすい体制をつくりながら、いじめの抑止や発見しやすい環境を整える。あわせて、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めるため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していく。

(3) いじめへの対処

児童生徒からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立ち、直ちに対処する必要がある。学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保しつつ、速やかに、法第22条3に規定される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」において対処する。この際、いじめを受けた児童生徒の立場に配慮しつつ、関連する児童生徒から事情を確認するとともに、スクール

カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等の外部専門家と連携し、適切な支援に努める。また、家庭や教育委員会への報告・相談・連絡を絶えず行い、緊密な連携を図る。しかし、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、必要に応じて、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図る。このため、学校では、日頃から全ての教職員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深めるとともに、学校における組織的な対応が可能となる体制整備を推進し、関係機関との情報共有体制を構築する。いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも二つの条件が満たされている必要がある。①いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること。②いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童生徒本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。なお、いじめが解消している状態とは、あくまでひとつの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありえることを踏まえ、教職員は、当該いじめ被害児童生徒および加害児童生徒を日常的に注意深く見守る必要がある。

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し事情を聞き取り、さらにいじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。

① 学校としての組織的対応をする。

※特定の教職員がいじめの問題を抱え込まず、校長のリーダーシップのもと、組織的な対応を行う。

※教職員には、いじめの情報を報告・共有する義務があることを周知徹底する。

※状況に応じて、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応を行う。

② 家庭や教育委員会への連絡・相談をする。

③ 事案に応じて、関係機関との連携を図る。

（４）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進（法第19条12関係）

①インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）の防止等のための啓発活動

市立学校に在籍する児童生徒に対して、情報モラルや情報リテラシーを身に付けさせるための教育を推進する。また、児童生徒や保護者に対し、インターネット上のいじめの現状や危険性について啓発に努める。インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭および地域に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となりえる行為であることを理解させる取組を推進する。

②インターネット上のいじめに関する事案に対処する体制の整備インターネット上のいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処するため、県教育委員会と県警察本部との学校連絡制度を活用するなど、体制の整備に努める。

（５）家庭及び地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校便りや、学年通信、学級通信等の情報発信に気をつけ、学校の情報を見逃さないように気を配る。家庭においても、保護者に意識してもらえるように「家庭でのいじめチェックシート」等を配付して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施する。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていく。

- ① 学校と保護者で情報を共有する。
- ② 「家庭でのいじめチェックシート」を配付し、家庭で活用してもらい、いじめに気づく取組を進める。
- ③ 「ストップいじめアクションプラン」を配付し、連携を図る。

《地域》

学校長の諮問機関である学校協議会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、ときには協力を仰ぐ。

また、民生委員児童委員をはじめとして、コミュニティーセンターやスクールガードの方々、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育てについて交流し、地域としての子どもへの関わりを深めてもらう。

- ① 学校協議会で、「ストップいじめアクションプラン」について説明するなど、働きかけを進める。
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③ 地域の関係団体との連携を促進する。

（６）関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、速やかに警察に相談することとし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 児童生徒への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携する。

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

重大事態とは、いじめにより次のような事態に陥ったことである。

①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたる。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・いつから(いつ頃から)か・誰から行われたか・どのような態様だったのか・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係の問題点は何か・学校教職員がどのように対応したか |
|---|

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

7. 基本方針の見直し

保護者や地域の方、学校協議会の方からの意見を参考にしながら、学校マネジメントサイクルに則り、随時基本方針は見直し、より実効性のあるものとしていく。

8. いじめ防止等に向けての年間計画

2025年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」（栗東市立大宝西小学校）

月	教職員・児童生徒の学習、取組や活動	P T A・地域の取組や活動
4月	○あいさつ運動（生活委員会）	
5月	☐ 希望制個別懇談会 ☐ 学校教育方針説明会 ○ 児童集会（1年生を迎える会） ○ あいさつ運動（生活委員会） ○ スマイルウィークの取組（スマイル委員会）	
6月	☐ 「家庭でのいじめチェックシート」「ストップいじめアクションプラン」の配付 ☐ 第1回いじめ防止等対策委員会 ☒ 児童アンケート ☒ 教育相談週間 ☐ 特別支援学級と1～5年生の交流学習 ○ あいさつ運動（生活委員会） ○ スマイルウィークの取組（スマイル委員会）	☆ 学校協議会
7月	☐ 特別支援個別懇談会 ☐ 特別支援学級と6年生の交流学習 ☐ 情報モラル教室（5・6年生保護者対象） ○ あいさつ運動（生活委員会） ○ スマイルウィークの取組（スマイル委員会）	☐ 大宝西の子どもを語る会
8月	☐ 生徒指導校内研修会	
9月	☐ 第2回いじめ防止等対策委員会 ○ あいさつ運動（生活委員会） ○ スマイルウィークの取組（スマイル委員会） ☐ 個別懇談会	
10月	☒ 児童アンケート ○ あいさつ運動（生活委員会） ○ スマイルウィークの取組（スマイル委員会）	
11月	☒ 人権学習 ☒ 教育相談週間 ○ あいさつ運動（生活委員会） ○ スマイルウィークの取組（スマイル委員会）	◇ 中学校区人権教育地域ネット協議会 P T A合同研修会 ◇ P T A人権講演会

月	教職員・児童生徒の学習、取組や活動	P T A・地域の取組や活動
12月	☒ 人権学習 ☐ 人権学習参観 ☒ 人権週間・スマイル（人権）集会（スマイル委員会） ☐ 読み語り（人権週間中） ☐ あいさつ運動（生活委員会）	☆学校協議会
1月	☒ 人権学習 ☒ 児童アンケート ☐ あいさつ運動（生活委員会） ☐ スマイルウィークの取組（スマイル委員会）	
2月	☐ 第3回いじめ防止等対策委員会 ☐ あいさつ運動（生活委員会） ☐ スマイルウィークの取組（スマイル委員会）	☆学校協議会
3月	☐ 「6年生を送る会」（5年生実行委員会） ☐ あいさつ運動（生活委員会） ☐ スマイルウィークの取組（スマイル委員会）	
年間を通して	☒ 随時、家庭訪問等を行い保護者との連携を図る。 ☐ 子ども共通理解タイム（毎月の職員会議） ☐ 児童特別支援委員会開催（毎月1回） ☐ 生徒指導・人権同和教育部会開催（隔月1回） ☐ 校内授業研修会 ☐ 人権同和教育研修会（年間8回） ☐ 見守っていききたい児童研修会（月一回打合せ） ☐ 学校協議会（年間3回） ☐ 『学校だより』発行（毎月） ☐ 学年・学級通信（随時） ☐ 『生徒指導の啓発』（随時） ☒ スマイルウィークの取組（毎月） ☒ 児童の各委員会活動による取組（随時）	△スクールガードによる子どもの見守り

□：教職員の取組や活動 ○：児童生徒の取組や活動 ◇：P T Aの取組や活動

△地域の取組や活動（特に重点的に取り組む内容については、■、●、◆、▲のマーク）

2025(令和7)年度ストップいじめアクションプラン

～いじめの未然防止、早期発見・早期対応～

栗東市立大宝西小学校

いじめを しない、させない、許さない

子どものアクション

* いじめをしない、させない、許さない

学校・学級づくり

- ・あいさつや気持ちの良い言葉づかいをする。
- ・人の失敗を笑ったり悪口を言ったり自分がされていやなことをしたりしないで、人の良いところを認める。
- ・児童会活動で、仲間づくりや、いじめについて考える取組を行う。

家庭・地域と連携したアクション

- ・学級懇談会等の機会を捉え「ストップいじめアクションプラン」を保護者に説明する。
- ・家庭で、いじめの前兆を見逃さないための取組を進める。
- ・PTAの活動、研修会の充実を図る。
- ・学校協議会で「ストップいじめアクションプラン」について説明し、取組に関して協議する。

教職員のアクション

* いじめ防止のための取組

- ・人権教育、特別支援教育、道徳教育および体験活動等の充実を図り、豊かな情操と道徳心を培う。また、差別やいじめを許さない気持ちを育て、実践化につなげる。
- ・子どもたちが、あらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取組を進める。
- ・居心地のよい学校・学級づくりができるように、年度初めに「大西っ子のやくそく」を子どもたちに説明し、守らせる。（後期のはじめにも、再度指導する。）
- ・いじめ問題に対する意識を高めるための研修会を、積極的に開催する。
- ・随時、家庭訪問等を行い、保護者との連携を図る。

* いじめの早期発見

- ・日常の行動観察、日記指導等で児童の様子や人間関係を捉える。
- ・児童アンケートを年3回実施する（6月、10月、1月）。
- ・年に2回（6月・10月）教育相談週間を設け、担任が子ども一人ひとりと話す時間を取り、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

* いじめへの対処

- ・学校としての組織的対応をする。
- ・家庭や教育委員会への連絡・相談をする。
- ・事案に応じて、関係機関との連携を図る

現 状

- ・一人ひとりの個性を認め、相手に優しく接しようとする姿が見られる。
- ・学級会や委員会活動のときに、進んで自分たちで話し合い活動を行うことができるが、自分の意見を通すことにこだわったり目先の面白さを優先してしまったりして、折り合いをつけたり、みんなでより良いものを生み出そうとしたりすることが難しい。
- ・友だちと関わる・遊ぶことが好きだが、相手の立場や気持ちを深く考えずに人を傷つける言葉を発したり、カッとなって手を出したりしてしまうことがある。しかし、その後には、自分の行いを見つめ直して素直に謝るなど、自分たちで解決しようとする姿も見られる。
- ・友だちの意見に流される、善悪の判断が弱い、人によって態度を変える、人が見ていないとルールを守れない、自分の思いを上手に表現できないなどの課題が見られることがある。